国立大学法人大分大学基金規程

令和３年３月２９日制定
令和３年規程第１０号

（設置）
第１条　国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に，法人の財政基盤の充実強化を図り，学生支援，教育研究活動等の一層の充実を図るため，国立大学法人大分大学基金（以下「大学基金」という。）を置く。

（事業）
第２条　大学基金は，次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。
（１）　学生への支援事業
（２）　教育研究活動への支援事業
（３）　国際交流活動への支援事業
（４）　社会貢献活動への支援事業
（５）　その他大学基金の目的達成に必要な事業

（事業の運営）
第３条　事業の運営は，大学基金への寄附金及びその果実（以下「寄附金等」という。）をもって充てる。
２　前項の寄附金等の受入れ及び管理については，この規程に定めるもののほか，国立大学法人大分大学寄附金受入れ及び経理事務取扱規程（平成１６年規程第５９号）の定めるところによる。

（特定基金）
第４条　法人における特定の目的を有する事業を実施するため，大学基金に特定基金を置くことができる。
２　特定基金に関し必要な事項は，別に定める。

（運営委員会）
第５条　法人に，大学基金の管理運営に関する事項を審議するため，国立大学法人大分大学基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会の審議事項）
第６条　運営委員会は，次の各号に掲げる事項について審議する。
（１）　大学基金の活動方針に関すること。
（２）　大学基金の運用に関すること。
（３）　大学基金の使途に関すること。
（４）　大学基金への寄附者に対する謝意の表明及び顕彰に関すること。

（５）　その他大学基金の管理運営に関すること。

（運営委員会の構成）

第７条　運営委員会は，次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（１）　学長が指名する理事

（２）　学長が指名する学長特命補佐

（３）　総務部長

（４）　研究推進部長

（５）　財務部長

（６）　学生支援部長

（７）　その他学長が必要と認める者

２　前項第７号の委員は，学長が指名する。

３　運営委員会に委員長を置き，学長が指名する理事をもって充てる。

４　委員長は，運営委員会を招集し，その議長となる。

５　委員長が欠けたとき，又は事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

６　第２項の委員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない

７　第２項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（運営委員会の議事）

第８条　委員長は，運営委員会を招集する。

２　運営委員会は，委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

３　運営委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

（運営委員会の議事の特例）

第９条　前条第３項の規定にかかわらず，委員長が，定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で，書面又は電子メールにより運営委員会を開催する必要があると認めるときは，議事を開き，議決することができる。

２　前項の議事については，前条第３項の規定を準用する。この場合において，同条第３項の「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

３　第１項の場合において，委員長は，当該議事の結果について委員が出席して開催される次の運営委員会において報告しなければならない。

（運営委員会の代理出席）

第１０条　委員長は，委員が都合により出席できないときは，委員からの申出により，代理者の出席を認めることができる。

（委員以外の者の出席）

第１１条　運営委員会が必要と認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を聴くことができる。

（事務）

第１２条　大学基金の事務は，関係部局等の協力を得て，総務部総務課において処理する。

（雑則）

第１３条　この規程に定めるもののほか，大学基金に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この規程は，令和３年３月２９日から施行する。

２　国立大学法人大分大学国際交流・学術振興基金規程（平成１６年規程第１１２号）は，廃止する。

附　則（令和７年規程第３号）

この規程は，令和７年１月２８日から施行する。